

〈資料 1〉

令和 6 年度

第 1 回宇治市小中一貫教育推進協議会 資料

令和 6 年 7 月 23 日（火）18 時 00 分～
宇治市役所 8 階 大会議室

目 次

1	宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿	…	1
2	宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項	…	2
3	宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領	…	4
4	令和5年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要	…	6
5	令和5年度の小中一貫教育の取組到達状況	…	7
6	令和5年度小中一貫教育中学校ブロック活動状況	…	8
7	令和6年度の小中一貫教育の到達目標	…	10
8	効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン 概要版	…	12
9	令和6年度小中一貫教育推進協議会の活動について（案）	…	13

宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿（令和6年度）

	氏 名	所 属 等
学識経験者	榑原 禎宏	京都教育大学教授
保護者	青木 英明	宇治市連合育友会会長 宇治黄檗学園 育友会会長
保護者	前畑 臣吾	宇治市連合育友会副会長 西小倉小学校育友会会長
地域関係団体	蒨 正永	宇治黄檗学園 青少年健全育成協議会会長
	西川千香子	西小倉校区 青少年健全育成協議会会長
学校運営協議会委員	久世谷 幸治	笠取小学校 学校運営協議会委員
学校関係者	渡邊 和孝	宇治市校長会長 菟道小学校校長
	林口 泰之	宇治市中学校長会長 木幡中学校校長
	西尾 直樹	西小倉中学校ブロックラーニングコーディネーター 西小倉中学校 教諭

事 務 局	宇治市教育委員会教育部 教育部長 教育部副部長 教育支援センター長 教育総務課長 学校管理課長 学校改革推進課長 学校改革推進担当課長 教育支援課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校教育課副課長 学校教育課教育指導係長
-------	---

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項

(目的及び設置)

第1条 「第2次宇治市教育振興基本計画」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 協議会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 小中一貫教育の学校運営に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る施設・環境整備に関すること。
- (4) 小中一貫教育の研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宇治市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 地域関係諸団体代表者
- (4) 宇治市立小学校及び中学校関係者
- (5) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置し、必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

2 専門部会に部会長を置く。部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の構成員は、部会長の推薦により、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部教育支援センター学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月4日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成23年6月1日から施行する。

2 平成23年度における最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成26年6月1日から施行する。

2 委嘱後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名及び住所を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 協議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 協議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、協議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月4日から施行する。

令和5年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要

1 協議会の活動

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善について意見の交換等を行う。

2 令和5年度の活動報告

(1) 協議会の開催

①第1回協議会 令和5年7月5日(水)

②第2回協議会 令和5年3月4日(月)

(2) 中学校ブロックの特色ある取組の視察

取組を視察し、その後現地にて交流・協議

	日 付	中学校ブロック 【視察校】	取組内容	視察委員
①	10月5日(木)	黄檗中ブロック 【黄檗中学校】	・赤ちゃん交流(中学校3年家庭科) NPO(子育てを楽しむ会)・社会福祉協議会協力のもと、赤ちゃんとその保護者と触れ合う取組。	西尾 委員
②	11月8日(水)	宇治中ブロック 【宇治中学校】	・宇治中体験入学(小学校6年生) 生徒会による学校紹介・クイズなど 授業体験・部活動見学等	上林 委員
		木幡中ブロック 【木幡中学校】	・新入生体験入学(小学校6年生) 生徒会による学校紹介 中1からの歓迎メッセージ 中1との交流・部活動見学	青木 委員
③	11月29日(水)	木幡中ブロック 【御蔵山小学校】	・三校交流 御蔵山小・笠取小・笠取第二小の3校の取組 交流授業と芸術鑑賞会	安田 委員
④	12月1日(金)	西小倉中ブロック 【西小倉小学校】	・ブロック合同授業研究会 小・中の教職員による西小倉小での公開授業・事後研修会	薮 副会長
⑤	12月8日(金)	広野中ブロック 【大久保小学校】	・中学生の小学生への読み聞かせ 広野中学校1年生による大久保小・大開小の1年生への紙芝居の読み聞かせの取組	榊原 会長 西川 委員 内田 委員 中井 委員

3 宇治市小中一貫教育に係る視察状況

(1) 木津川市教育委員会(部長、理事、課長、指導主事、校長、教務主任)

「宇治市の小中一貫教育及び小中一貫校についての視察」

日時 令和5年7月31日(月)

視察校 宇治黄檗学園

(2) 高知県佐川市教育委員会 佐川町教育研究所

「宇治市の小中一貫教育についての視察」(指導主事、所員、校長)

日時 令和5年12月4日(月)・5日(火)

視察校 宇治ひろの学園 大開小学校・広野中学校

※5日については、市教委で説明

令和 5 年度の小中一貫教育の取組到達状況

(1) 9 年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり

一部オンラインでの開催もあったものの、5月から新型コロナウイルスが5類に移行となったことで、小中の教職員が一堂に集まり、授業参観を含む、合同研修会や研究部会を多くのブロックで開催した。児童生徒の学力調査の結果分析の交流や学習課題の共有を行い、児童生徒の学力課題の改善に向けた教育活動を展開した。また、コロナ禍以前のような体験活動・児童生徒交流活動を各ブロックで実施した。

(2) 連続性のある子ども理解と生徒指導

各ブロックの運営組織体制に、生徒指導や児童生徒理解、特別支援教育や教育相談などの部を設け、合同研修会・研修会等の際に部会を開催するほか、定期的に連絡を取り合い、児童生徒の実態や状況について交流・共有して、日々の指導や支援を進めた。

(3) 指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働

運営組織体制の見直し等を行いながら、ブロック内の校長会やコーディネーター会で充実した協議が行われ、円滑な推進が図られた。また、各ブロックでは、学力課題や生徒指導、特別支援教育への教職員の対応・指導力の向上を目指し、テーマを決めて合同研修会等が行われた。

(4) 家庭・学校・地域でつくる育ちの輪

コロナ禍以前のように小中一貫教育の取組や体育祭・運動会、合唱コン等の学校行事や参観・懇談等が実施された。ほとんどのブロックで小中一貫だよりを発行し、取組の内容等を発信した。しかし、まだまだ以前と比べ、家庭や地域と連携を図ることについては課題となっており、学校だよりや小中一貫だより、HPも活用して、各校・各ブロックの情報の発信を進めていけばと考えている。

令和5年度 小中一貫教育中学校ブロック活動状況(1)

学校教育課

		◎ ブロック目標 ○ 運営組織体制 □ ラーニングコーディネーター校務分掌 ◇ 教科連携教員教科等	○ 合同研修会・研究会等	○ 体験活動 □ 児童生徒交流活動	○ 家庭・地域と連携した取組	○ 学力診断テスト活用 □ 授業システム ◇ 家庭学習の取組	○ その他 □ 研究指定事業 ◇ 小小連携
1	宇治中B	◎「ふるさと宇治を愛し、みらいを展望し、たくましく生きる児童生徒の育成」 ○ブロック校長会、ブロック教頭会、コーディネーター会議 ○授業づくり部、人権教育部、児童生徒連絡部 □小学校教務主任	○研究テーマ「学力(国語力)向上のための、学級経営と授業の改善」に沿った学習集団作り(学級経営)に焦点を当て、授業改善を行う。 ○小中合同研修会(年4回) 授業研、グループ別交流、協議、講演等 ○児童生徒アンケートの実施(年4回) ○人権教育研修の実施 菟道小での同和問題に係る直接学習の参観	○宇治中学校体験入学の実施 ・生徒会による小学6年生への学校説明 ・中学校授業体験・部活動見学 □生徒会による中学校紹介○×クイズ	○小中一貫教育校だより(FUTT)を発行・HP掲載 分散進学となる神明小の記事も掲載	○全国学力・学習状況調査、学びのパスポートの分析・活用研修 □宇治市「アクションプラン」において「学力(国語力)向上のための、学級経営と授業の改善」に沿った学習集団作り(学級経営)に焦点を当て、授業改善を実施	○児童生徒アンケートの実施(年4回) ○中学校の定期テストについて小6児童対象に不安解消の取組
2	北宇治中B	◎「学力の向上を目指し、多角的に小中の連携を進める」 ○3校校長連絡会、企画会議(校長、教頭、コーディネーター)、コーディネーター会議 ○学力充実係、生徒指導係、特別活動係、教育相談係、特別支援教育係、情報教育係 □中学校教務主任	○小中一貫教育総会の実施(年2回) ○6つの各係会で実践交流、総括を実施 ○小学校教員による中学校の授業参観の実施	○北宇治中学校半日体験入学の実施 ・生徒会による説明・部活動体験	○学校だより・HPでの取組発信 ○「家庭学習の手引き」を配付し家庭学習の定着を図る	○全国学力・学習状況調査の分析・実態把握 学力向上取組実践の交流と連携 ◇「家庭学習の手引き」を発行し、有効利用	○中学入学前の「春休みの宿題」を発行 □体育指導力向上指定校(北宇治中)
3	横島中B	◎「豊かな人間性と未来を創造する子どもの育成」 ○「夢・未来」会議(校長、教頭、教務主任(コーディネーター)) ○学力分析部、国語部、ICT推進部、特別支援教育部、生徒指導部、特別活動部 □中学校教務主任	○合同研修会の実施(年5回) ①中学校授業参観 ②小学校授業参観① 全体会(今年度の方針・学力向上プラン確認)・各分会 ③「言語活動の充実を目指した授業改善」について講師を招いた研修・各校学力分析・課題の交流・各分会 ④小学校授業参観② インクルーシブ教育についての研修・各分会 ⑤全体会、各分会(学テ分析・課題の交流)	○小学6年中学校体験の実施 □服のカプロジェクトの実施(古着回収の取組) □小中絵画巡回展	○小中一貫教育便り「マキシム」の発行・HP掲載	○学力向上に向けた課題解決への取組や授業改善への協議・交流	○ラーニングコーディネーターによる小学6年生への出前講座 ○教職員広報の発行 小中一貫教育推進に関わる情報の共有 ○コーディネーター会議の開催 ○「夢・未来」会議の開催 □宇治市多様な学びの場創造事業モデル校3校
4	西小倉中B	◎「小中9年間を通して 地域と共に子ども達の豊かな心と確かな学力を育む」 ○西小倉中ブロック小中一貫教育推進委員会 [小中一貫校開校に向けて] 校長部会、教頭部会、教務部会、特別支援教育部会、養護教諭部会 ○学力部会、交流部会(児童会・生徒会・生徒指導) ■中学校生徒指導主任 ◇「府音楽」	○第1回合同研修会の実施(リモート) ・小中一貫教育ブロック方針の確認 ・各学校の紹介と方針の確認 ○夏季合同研修会の実施 ・各学校の「目標設定シート」の共有、学力分析 ・「9年間の育成期間でどういった成長機会を提供できるのか〜同僚性を高めてチーム学校として教育効果を高めるために〜」をテーマについて講師を招いた講演 ○合同授業研の実施 ・小学校授業参観・事後研究会	小6年体験入学の実施 ・授業体験・部活動体験	○地域懇談会の実施 ○小中一貫教育広報誌の発行(学期1回) ○生徒指導通信の共有 ○「学校だより」やHPで発信	○学力向上に向けて、学力分析・授業改善 □「学習への動機づけ」	○ラーニングコーディネーターによる小学6年生への出前講座の実施(学期1回) ・中学校生活概要・学習面・生徒指導面(ルール)について
5	西宇治中B	◎NIS目標「自立への学びと社会性の育成を推進し心豊かでたくましい人間を育てる」 ○小中一貫教育推進会議 ブロック校長会、ブロック教頭会、コーディネーター会 ○領域3部会(学力充実、生徒指導、特別支援・教育相談) ■小学校教務主任 ◇「市・社会」	○領域3部会の実施(年3回) ○夏季小中合同研修会の実施 領域3部会:テーマに沿って話し合い、各校の様子や課題、取組について交流 教科部会:13の教科部会に分かれ1学期の授業の様子や評価について交流 ○合同研究授業(小学校) 「自ら課題を考え、探求できる児童の育成」を目指した授業 ※計画したが学級閉鎖等の状況で中止	○小6中学校体験の実施 ・部活動体験の実施 ○小6「中学校の学習」説明会の実施 □「朝のあいさつ運動」	○HP・各校掲示板で小中一貫教育の啓発、地域への発信 ○「学習の手引き」の配付 ○「朝のあいさつ運動」	□学力向上に向けて、ICTを活用した授業改善 ◇「学習の手引き」の配付	○「春休みの宿題」を作成実施

令和5年度 小中一貫教育中学校ブロック活動状況 (2)

学校教育課

	◎ ブロック目標 ○ 運営組織体制 □ ラーニングコーディネーター校務分掌 ◇ 教科連携教員教科等	○ 合同研修会・研究会等	○ 体験活動 □ 児童生徒交流活動	○ 家庭・地域と連携した取組	○ 学力診断テスト活用 □ 授業システム ◇ 家庭学習の取組	○ その他
6	南 宇 治 中 B ◎「夢や希望を持ち、未来をたくましく生きぬく児童生徒の育成」 ○小中一貫教育推進委員会 校長、教頭、教務主任(コーディネーター) ○コーディネーター会 まなび部・つながり部・りかい部 □小学校教務主任 ◆[府:理科]	○小中一貫教育合同会議及び3部会の実施(年4回) 今年度の方向性・方針や課題について確認 ○夏季合同研修会の実施 府学調(学びのパスポート)の結果分析・課題の交流・共通理解 ○宇治学の発表交流 ○小中授業参観 (西大久保小・南宇治中で実施) ※あわせて3部会を実施	○小6中学校体験入学の実施 ・授業体験と部活動体験 ○帰国児童理解教育 □児童会生徒会合同会議 □生徒会・児童会合同でのあいさつ運動の実施 □中文筆の体験(小2) □清掃ボランティア活動	○学校だより・HPでの取組発信 ○あいさつ運動・ボランティア活動への参加啓発 ○「家庭学習の手引き」を配付	○学力調査の結果分析・授業改善 ・読む力・書く力の育成(3校共通の取組) ・自己調整力や見通しを持った学習者を育てるための手帳の活用についての交流 □基礎基本を大切に短時間学習の有効活用についての交流 ◇「家庭学習の手引き」の見直し	○新中1の「春休みの課題」作成 ○3校コーディネーターでの各校への授業参観の実施 ◇帰国児童理解学習 (西大久保小) ※平盛小日本語教室より
7	広 野 中 B ◎「夢や希望を持って未来を切り拓ける児童生徒の育成」 ○学校運営部会(ブロック校長会)、教頭部会、事務局部会(コーディネーター部会)、学力部会、児童生徒理解部会、児童生徒交流部会、小小学年部会、(その他の部会) □小学校教務主任 ◇[府:音楽(小)]	○宇治ひろの学園総会の実施 ・小中一貫教育の取組周知 ○夏季合同研修会の実施 ・3校協働研究の趣旨・研究テーマの確認 ・非認知能力についての研修 ○2小学校の小小連携の実施(各学年) ・授業研究の交流と授業交流	○小6中学校体験入学の実施 ・生徒会による学校説明 ・小小交流・授業体験 □HOT-MEETING (3校合同児童生徒会)の実施 □福島ひまわり里親プロジェクト □中学生による小学生への紙芝居の読み聞かせ □巡回作品展	○保護者向けの巡回作品展の実施 ○あいさつ運動の実施 ○HOOP(小中一貫だより)発行・HP掲載 ○「家庭学習の手引き」の配付 ○長期休業中の「生活のきまり」について交流	○学力向上に向けて、学力分析・授業改善 □「伝え合う力の育成」をテーマに、非認知能力育成の取組を実践 □研究上表の3校相互交流 ◇「家庭学習の手引き」 ◇小6春休みの家庭学習用課題作成	◇小小連携や交流の充実 (高学年音楽科での授業・定期的な情報交流) □新たな学力分析の在り方に係る調査研究(広野中ブロック) □地域・企業と連携したPISA型読解力育成事業指定校(広野中)
8	東 宇 治 中 B ◎「命をかがやかす人間」 ○ブロック運営委員会 ブロック校長会議、ブロック教頭会議、コーディネーター会議 ○専門部会 学力充実推進委員会、生徒指導部会、特別支援・教育相談部会 □小学校教務主任 ◇[府:英語]	○小中合同研修会の実施(年3回) ・合同研究授業に関わる研修 ・「非認知能力の向上」について研修 ○専門部会 ○夏季研修会の実施 ・授業改善や非認知能力の育成のため、生活状況調査に焦点化した分析・共通認識 ○相互授業参観 ○各校の学校だよりを教職員に配付 ○小中連絡会の実施(年3回)	○小6中学校体験入学の実施 ○中2小学校での職場体験実施 □花植ボランティアによるプランター贈呈 □中学生の美術作品巡回展示	○小中一貫教育だよりの発行 ○「家庭学習の手引き」の配付 ○各校の学校便りで取組の発信 ○各校小中一貫教育コーナー(掲示板)の設置	○学力向上に向けて、「非認知能力」に焦点を当てた学力分析・学力課題の共有 □授業スタンダードの積極的な活用 □「非認知能力」を働かせることのできる発問や仕掛け ◇「家庭学習の手引き(保存版)」の配付	○定期テスト対策(小学6年)実施 ○中学校からスクールライフサポートブックを小学6年に配付 ○先スタ(中学入学前の学習)を小学6年に配付 ○小6へ中学校学校だより配付
9	木 幡 中 B ◎「故郷(ふるさと)で夢や希望をはぐくみ、未来を切り拓く児童生徒」 ○ブロック校長会、ブロック教頭会、一貫教育推進委員会 ○連絡会(学力充実・いしずえ、児童生徒理解、健康安全) ○教科部会(8部会) □中学校教務主任 ◇[府:家庭(小)]	○小中合同研修会の実施(年3回) ・夏季小中合同研修会では、特別支援教育をテーマとした講演会実施 ・「アクションプラン・セカンドステージ」 ・「やましろ授業スタンダード」への理解浸透と意識向上 ・教科部会で授業参観後、実践交流 - 連絡会で現状や実践の交流	○小6中学校半日体験入学実施	○中学校の「学校だより」「生活だより」を6年生に配布 ○各校の学校だよりの校内掲示 ○「家庭学習の手引き」配付 ○小中一貫教育だよりは発行、取組をHPに掲載 ○小学校懇談会で「中学校における進路指導」説明会を実施 ○新入生保護者説明会の実施	○「やましろ授業スタンダード」「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」に基づいた、学力向上のための主体的・対話的な授業づくり ◇「家庭学習の手引き」	○6年生卒業後の春休み宿題(国語・算数・英語) ◇三校交流(小小連携)の実施 木幡小・笠取小・笠取第二小 御藏山小・笠取小・笠取第二小
10	黄 檜 中 B ◎「たかく、すずしく、たくましく」 ○小中一体の組織を構成 □小学校教務主任	○各教科・領域の学びをつなげる課題解決型学習の実施・研究 ・課題解決型学習の推進を目指した研究部を組織し、小中で課題解決型学習推進 ○小中合同夏季研修会の実施 ○小中連絡会の開催	○黄檜ウォーカー(1,9年生) ○OBakuミーツィンク(6,7年生) ○縦割班活動(1〜6年生)など異学年集団活動 □学園会選挙開催	○地域学校協働活動推進員(CSコーディネーター)との連携・活用 ○各教科・部活動での学校ボランティアの活用 ○HPを活用して取組の発信 ○親のための進路説明会の開催	○学力調査の結果分析、授業改善 ○中学校でのテスト実施状況や課題点を調査分析 □各教科・領域の学びをつなげる課題解決型学習の実施 □認知能力と非認知能力を一体的に育成するための主体的・協働的に探究する活動	□課題解決型学習に小中で取り組む(京都府「絆の作り手育成プログラム」研究校(宇治小))

令和 6 年度小中一貫教育到達目標

子どもと子ども、子どもと教職員、教職員と教職員、地域と学校をつなぎ、
学びと育ちの絆が深まる宇治市の小中一貫教育

つながりとふれ合いの中で愛情や信頼を感じ、
たくましく、仲間と高め合う宇治市の子ども

令和 6 年度は、コロナ禍で培ったノウハウを活かしつつ、コロナ禍以前に各
中学校ブロックで進めてきた小中一貫教育の意義や取組の流れを丁寧を確認
し、小・中の教職員の共通理解のもと、(1)～(4)の考え方にに基づき、具体的な
取組を進めることとする。

(1) 9 年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり

重点

◆子どもにとって、より良い育ちの場をつくる

◆より良い学びとなるよう、子ども自身に見通しをもたせた教育活動を行う

〈具体的な取組〉

- 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」に基づく、学力調査の結果分析、児童生徒の学力課題の把握・共有
- 市・府学力調査結果から、児童生徒の学力の伸びを分析・確認
- 児童生徒の学力課題改善に向けた授業改善
- 小中学校間での交流や授業などでの ICT の活用、タブレット端末の効果的な活用
- 小学校・中学校での授業参観・公開授業を含む合同授業研究
- 「小小連携」を通じた教員間での教育内容の共有
- 小学 6 年生の「中学校の学習・生活体験」「部活動体験・見学」を実施

(2) 連続性のある子ども理解と生徒指導

◆児童生徒を小中の教職員が相互に理解し、共通の姿勢で指導する

◆切れ目のない支援で子どもの育ちを支える

〈具体的な取組〉

- 児童生徒理解や支援に関わる部会の定期的な開催
- 小・中学校間の丁寧な引継ぎと一貫した指導・支援・対応
- 「総会」「合同研修会」でのブロックの児童生徒の実態交流や「各校の授業参観」の実施
- 就学前施設を含む地域の関係機関との連携

(3) 指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働

- ◆組織的に取り組む
- ◆ブロックの教職員の実践力を向上させる

〈具体的な取組〉

- 「ブロック校長会」「コーディネーター会議」等を定期的開催
- ブロック校長会の方針の下、ラーニングコーディネーターを要として、義務教育9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定
- 「小中合同研究」「授業参観（研究授業）」の開催
- 学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育の推進に向け、課題解決に向けた具体的な研究・研修
- 各中学校ブロックの実態に応じた専科教員等の活用
- 市全体での「ラーニングコーディネーター会議」の定期的な開催

(4) 家庭・学校・地域でつくる育ちの輪

- ◆地域、保護者とともに子どもの育ちを支える
- ◆地域が軸となり、小中学校、児童生徒をつなぐ

〈具体的な取組〉

- 児童生徒の実態に応じた「家庭学習の手引き」等の作成・活用
- 「小中一貫だより」の発行や「ホームページ」の活用による、小中一貫教育の様々な実践が、「見える取り組み」となるよう積極的な情報発信
- 保護者、地域からの意見や考えを積極的に収集し双方向型の取組を進めるための「アンケート」等の実施・活用
- 学校運営協議会や、地域団体への積極的なブロックの取組への参加・参観等の案内

効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン

宇治市教育委員会・宇治市校長会

- ◇ 本市では、学力の充実・向上を重点課題に位置付け、小中一貫教育を基盤に、児童生徒の学力の充実・向上に向けた様々な施策を推進している。
- ◇ 各学校においても、教育委員会の方針に基づき、学力の充実・向上を中核においた学校経営を進めている。
- ◇ しかしながら、全国学力・学習状況調査（以下、「全国学調」と略記）等から推測される本市児童生徒の学力状況は、徐々に改善の兆しは見られるものの、総じて見ると市民や保護者の期待に添える水準に達していないのが実状である。
- ◇ このような実状に鑑み、本市の学校教育に責務を有する教育委員会と、各学校の経営責任者である全ての校長で組織される校長会とが協働して、学力の充実・向上に向けた新たな取組を進める。
- ◇ 取組の推進に当たっては、①教育委員会の施策や各学校の実践を振り返る中で取組目標の焦点化を図ること②焦点化した目標に向けた取組が、学力課題の多寡に関わらず、全ての小・中学校において進められること③各学校の取組を、教育委員会が組織を挙げて全面的に支援していくことが肝要であると考えます。
- ◇ この取組は、方針や目標レベルに留まることなく、各教室における日々の教育活動の中で具現化されることが「鍵」となる。
- ◇ 本市の実態に基づき、長年に亘る教育実践を基盤として、施策対効果を意識した『効果のある宇治市方式の取組を進めるアクションプラン』を策定し、本市の次代を担う児童生徒の生涯にわたる学習の基盤となる学力の充実・向上を図っていく。

（「令和元年度効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」抜粋）

- ◇ 令和4年度より、国語の学力の中でも、特に課題と考える「読み取る力」「書き表す力」の向上・改善に向けた取組を進めた。
- ◇ 令和5年度より、令和元年度からのファースト・ステージを終え、セカンド・ステージとして、特に府教委方式に準じた「4層区分」のC層に着目した取組を推進する。
- ◇ 「全国学調」の「国語」における①学力の状況（正答数分布に基づき算出されるC層の割合を全国との状況と比較）②質問紙調査の状況（「国語の力」に関する質問項目に対する回答状況を全国・京都府状況と比較）を評価指標とし、①については全国水準を下回ること、②については全国水準を上回ることを宇治市全体の目標として取組を進めていくこととしている。目標達成のためには、「全国学調」の結果を受け、学力状況の分析と課題の明確化・共有化を図り、具体的な取組を実践することが重要となる。
- ◇ 令和6年度は、各校のアクションプランがより効果的な取組につながるよう、「目標設定シート」の内容を一部変更し、結果の検証から取組の改善へつなげる道筋を分かりやすく示すなど、市教委としての具体的な支援を行う。

① 取組目標の焦点化

② 全ての学校における取組



各教室における
日々の教育実践

※ アクションプランは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで進行管理していく。

年度内取組等についても、PDCA サイクルを適切に活用し、適宜改善を図ることが学校における取組のポイントとなる。

令和 6 年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について

1 協議会の活動について

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善点について意見の交換等を行う。

2 令和 6 年度の活動計画について

(1) 年 3 回の協議会開催（開催予定月）

交流・協議による進行管理

第 1 回協議会（7 月）〔年度当初進行管理〕

第 2 回協議会（9 月）〔12 年間の小中一貫教育について協議・検討〕

第 3 回協議会（3 月）〔年度末進行管理〕

※ 令和 6 年度は、12 年間の小中一貫教育の取りまとめを行うため、年間 3 回の協議会を開催する。

※ 本協議会は必要に応じて会長が招集する。（本協議会設置要項第 6 条）

(2) 中学校ブロックの特色ある取組の視察

学校現場の取組視察による進行管理

中学校ブロックの取組を視察し、その後現地にて交流・協議を行う。

・視察受け入れ可能な取組を委員が選択し参加する。（2 学期の予定）

・学校と小中一貫教育推進協議会委員の交流・協議の場をもつ。
（管理職や小中一貫教育コーディネーター等に対応を依頼する。）

※ 事前に、中学校ブロックの特色ある取組（合同研修会・合同発表会等、小・中学校や地域が合同で行う取組）ならびに各小・中学校が実施する授業参観やオープンスクールなどの情報提供を行い、協議会委員参観の依頼を行う。

(3) プロジェクトチームの設置

必要事項の調査・研究

協議会の場でさらに深く調査、研究等を必要とする事項が生じた場合は、プロジェクトチームを設置する。